

京都市ツキノワグマ対策連絡会議

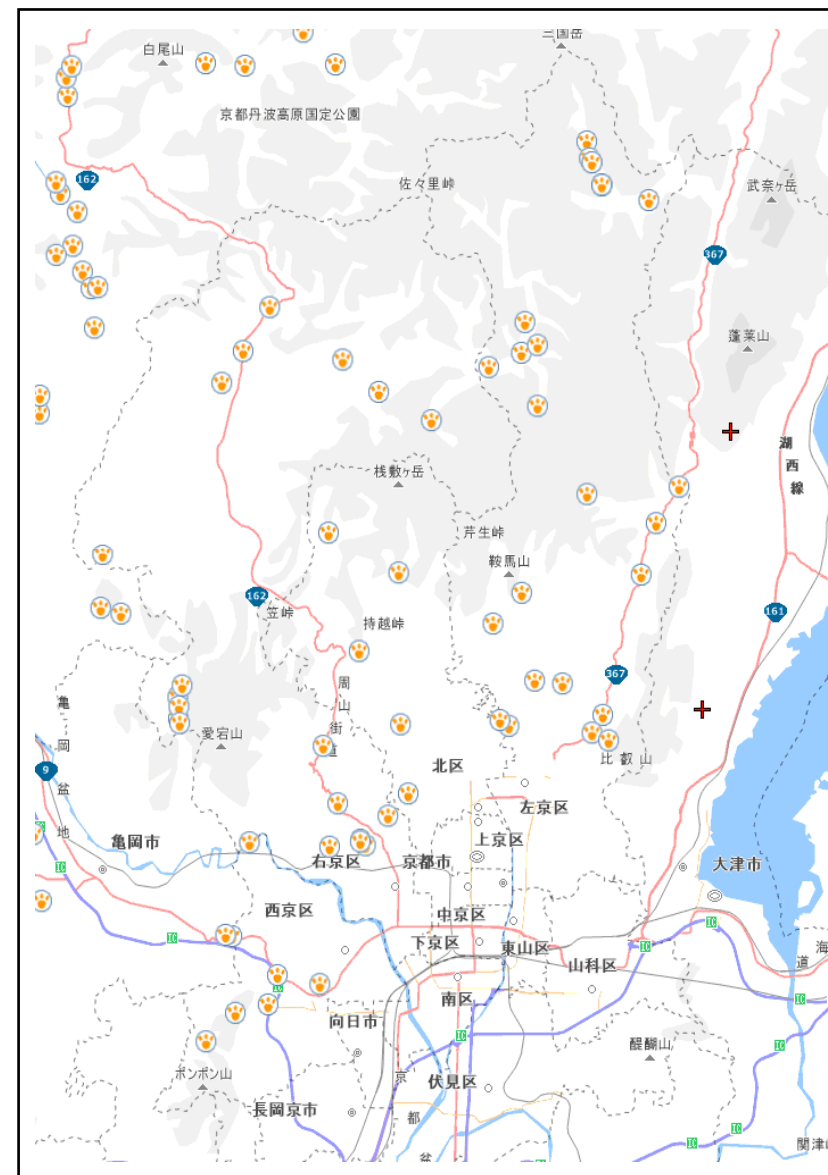


令和7年11月5日（水）

京都市内におけるツキノワグマの状況について (1)

(1) 行政区別目撃件数の推移

	4年度	5年度	6年度	7年度 (4/1～ 10/31)
北区	4	6	11	6
左京区	15	30	31	26
山科区	0	1	1	0
右京区	25	14	25	25
西京区	6	3	18	10
計	50	54	86	67



令和7年度の目撃地点（京都府クマ出没情報マップ）²

京都市内におけるツキノワグマの状況について (2)

(2) 月別目撃件数（令和5～7年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年	0	8	9	7	3	4	8	8	4	0	2	1	54
令和6年	3	10	12	8	7	13	13	13	5	0	1	1	86
令和7年	6	5	5	9	7	5	30	—	—	—	—	—	67

京都市内におけるツキノワグマの状況について (3)

(3) クマによる人身被害件数（環境省速報値）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
京都府	1	1	2
うち京都市	1 ※	0	0
滋賀県	0	0	2
兵庫県	0	2	1

※ 比叡山登山道（左京区修学院）でトレイルランニングしていた女性が、クマと遭遇し襲われ負傷。（2023年8月11日）

京都市内におけるツキノワグマの状況について（4）

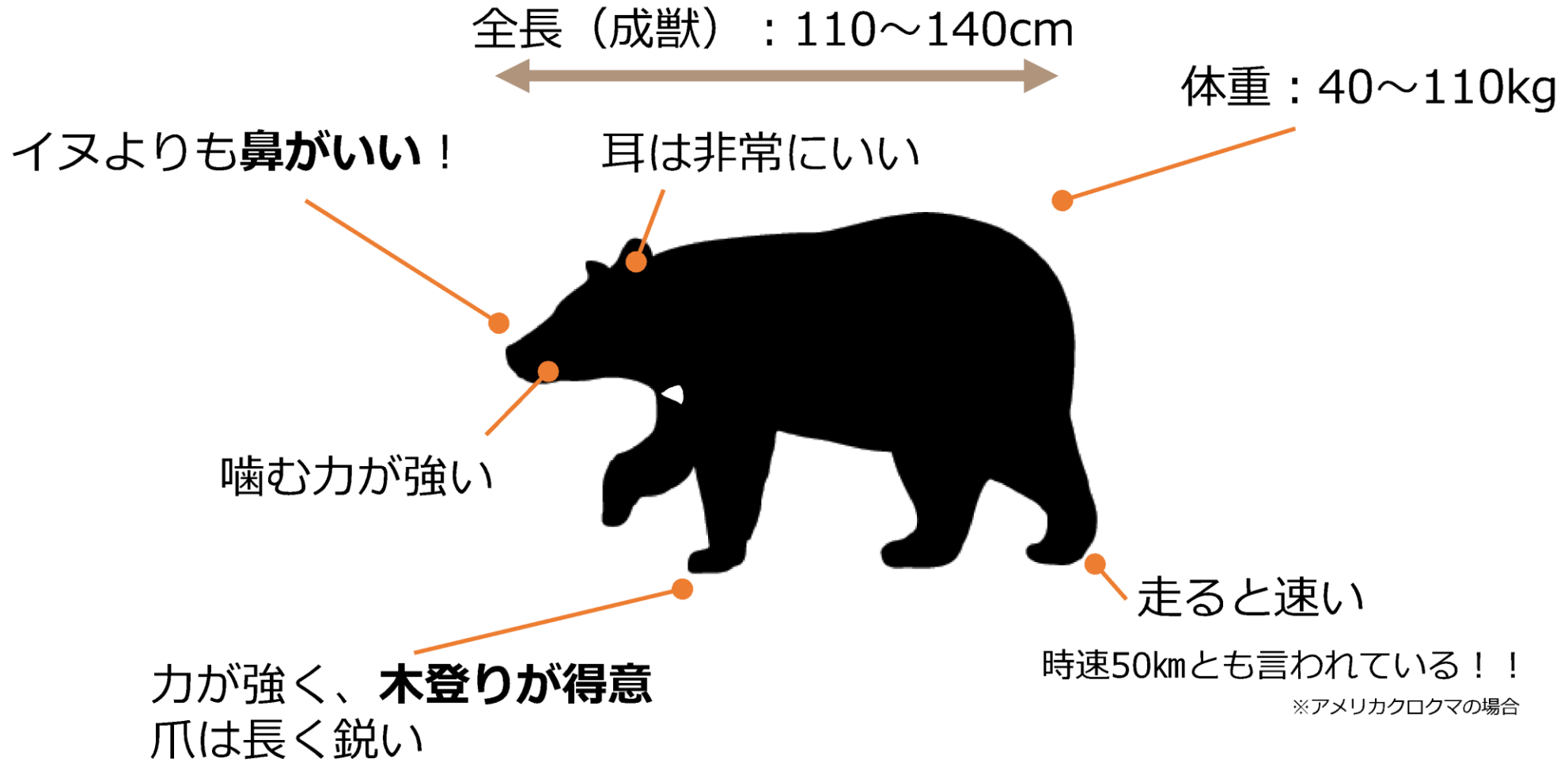
（4） ツキノワグマ推定生息数（京都府調査）

年度		H 1 4	H 2 3	H 2 8	R 2	R 3	R 4	R 5
丹波 個体群	旧推定値	180	200	220	650	(500)	(360)	350
	新推定値				(2,720)	(600)	(620)	710

※ 丹波個体群…京都府の由良川（福知山市より下流部）の東側に生息する
ツキノワグマの個体群（京都市域が含まれる）

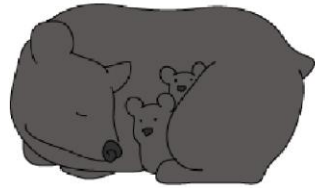
※（ ）は、新・旧各推定方法を過去に遡って推定した結果

ツキノワグマの特徴・生態 (1)



ツキノワグマの特徴・生態 (2)

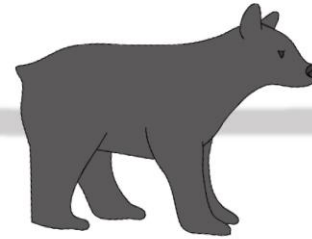
12月頃から冬眠する
メスは2月頃に出産する



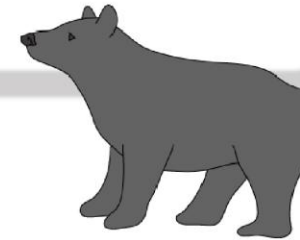
冬

4月～5月、冬眠から覚める
(早い個体は3月)

春



夏



冬眠に向けてたくさん食べ、
脂肪を蓄える (体重増加)



初夏：繁殖期 / 分散期



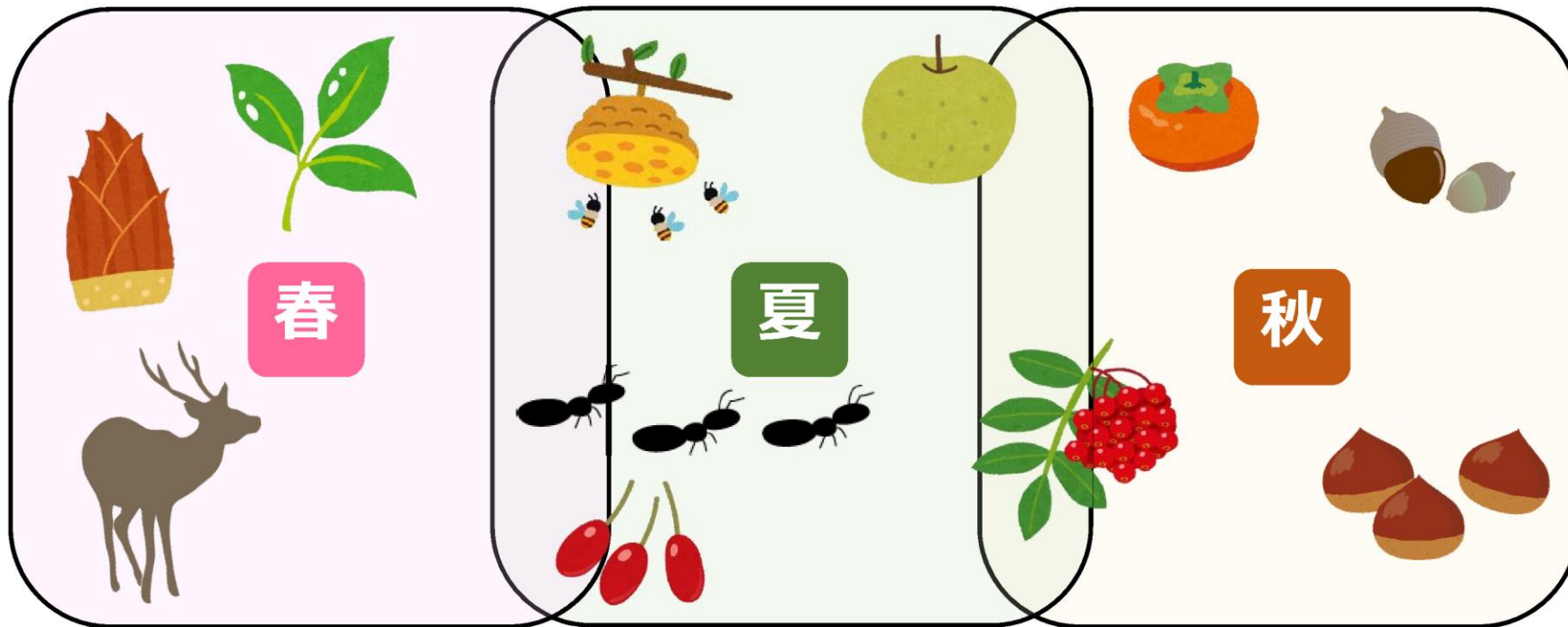
ツキノワグマは**雑食性**！

植物を主に、季節に合わせて色々食べる

ブナ科種子(どんぐり)の豊凶調査

R 6 年度 凶作

R 7 年度 並作に近い凶作



① 看板の設置



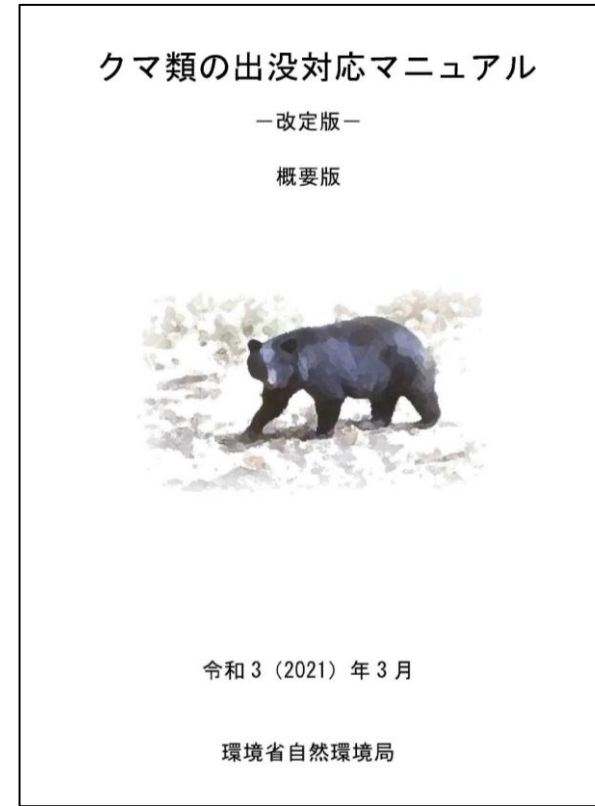
↑ 既存の看板→



- クマが出没した地域・登山道に看板を設置し、注意喚起
今後、多言語化した看板を増設予定

現在実施中の取組 (1) 注意喚起・情報発信 ②

② 学校等を通じた啓発（安全確保等について対応を依頼）



参考情報として学校・幼稚園・保育園・児童館等へ
周知リーフレットや出没対応マニュアルを配布

現在実施中の取組 (1) 注意喚起・情報発信 ③

③ ウェブサイトでの発信



右京区役所HP



京都市観光Navi「京都一周トレイル」

➤その他、京都市情報館トップページにおいても発信予定

現在実施中の取組 (2) 住宅地への出没対策

集落環境点検事業…専門家による講習会や誘引物を点検するまち歩き

(令和7～9年度)



講習会



まち歩き

左京区久多と市原野で実施（今後の実施地域については調整中）

現在実施中の取組 (3) 出没した場合の捕獲 ①

① 「緊急銃猟」体制整備 (令和7年9月～)

⋮

クマが生活圏に出没した場合の
新たな捕獲手法

(これまでの主な取組)

- ・ 京都市緊急銃猟マニュアル作成
- ・ 京都市ブロック猟友会へ業務委託
- ・ 人的・物的補償の保険加入
- ・ 机上訓練



※緊急銃猟実施イメージ

出典：環境省ガイドライン

現在実施中の取組 (3) 出没した場合の捕獲 ①

※ 緊急銃猟実施 4 つの条件

観 点	条 件
場所	<u>危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗り物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと</u>
緊急性	<u>当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合</u>
方法	<u>銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難</u>
安全性の確保	<u>銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼす恐れがないと認めるとき</u>

② 檻による捕獲



クマ用捕獲檻

○現時点のクマ捕獲檻設置状況

4箇所（左京区1、右京区1、右京区(京北)2）

10月には右京区鳴滝地域に新たに設置

11月上旬に左京区に追加して設置予定

○本市の捕獲檻所持台数 6台

さらに、檻を10台、監視カメラを追加で購入し、
捕獲を強化

今後の取組 (1) 注意喚起・情報発信

○登山道へのクマよけ鐘の設置



※イメージ

○立て看板の設置



※イメージ

今後の取組 (2) 出没した場合の対応

○監視カメラの設置



※イメージ



カメラがクマを検知 ⇒ 情報を登録アドレス※に通知
※農林振興室、区役所・支所担当者、地域の獣害対策チーム
担当者等を想定

○クマ撃退スプレー等の配備



区役所・支所・出張所や学校、地域の獣害対策チーム担当者等が必要に応じて携行